

はじめに

看護師とは、保健師助産師看護師法（以下、保助看法）第五条によれば、「厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう」と定義されている。平成24（2012）年末の看護職員就業者数は、図1に示すとおり保健師57,112人、助産師35,183人、看護師1,067,760人、准看護師377,756人で、総数は1,537,813人である¹⁾。

1. 看護職の就業人数と就業場所

平成10年の就業看護師は594,447人、准看護師は391,374人である。平成20年には、看護師数877,182人、准看護師数375,042人と看護師のみにいえば、年間3万人～3万5千人のペースで増加している。これに対して准看護師の就業者数は過去10年間で39万人から37万人の間を増減しながら徐々に減少傾向にある²⁾。

就業場所は、看護師と准看護師に共通し、最も多く就業するのは病院、次いで診療所、3番目に介護保険施設等である³⁾。看護師についてみると多い順に4番目以降は、訪問看護ステーション、次いで看護師等学校養成所又は研究機関、社会福祉施設の順である。准看護師では、4番目に多いのは社会福祉施設での就業である³⁾。

就業している看護師、准看護師数に占める男性の割合は、平成22年で2.3%である。平成14年を100とした場合、平成18年の103.2をピークに平成22年には101.7に低下している⁴⁾。

看護職員の需給計画については、厚生労働省が

看護職員確保対策として昭和49年に第1次計画を策定し、原則5年ごとに計画が作成され、平成22年に第7次需給見通しが策定された。平成27年には1,650千人の需給が見込まれている。平成3年12月に策定された第4次需給見通しによれば、実績値は、852千人、平成12年時点の就業者見込みは1,159千人であった。しかし、実際には、平成13年の就業者実績は1,188千人であり、目標を上回る増加となった。これは、平成元（1989）年に策定された高齢者保健福祉推進十カ年戦略による保健医療福祉マンパワー確保対策と、平成4年に成立した看護師等の人材確保に関する法律とそれに基づく基本方針を基盤として、離職の防止、養给力の確保、再就業の支援等の総合的な看護職員確保対策が実施されたことによる影響が大きい。

2. 教育制度

看護師、准看護師の養成制度は図2の通りである。多様な養成機関があることが見て取れるであろう。現在最も多く看護師を養成するのは、高等学校卒業後に看護師学校もしくは養成所に進学する課程である。この課程には大学、短期大学、看護師養成所があり、平成25年4月の入学定員は、それぞれ16,876人、2,420人、35,916人である。近年は、大学における養成数が増加しており、看護系大学は、平成3年にわずか11校であったが、平成25年に210校に達し、入学定員も、558人から17,779人へと約30倍と大幅に増加している（図3）。しかしながら、看護師養成機関数全体に占める大学の割合は、ようやく3割に達するところである（図4）。

3. 看護教育行政における文部科学省と厚生労働省の役割

保健師助産師看護師等養成所指定規則（以下、

^{*1} Nurse

^{*2} Miyuki Ishibashi 文部科学省高等教育局医学教育課看護教育専門官

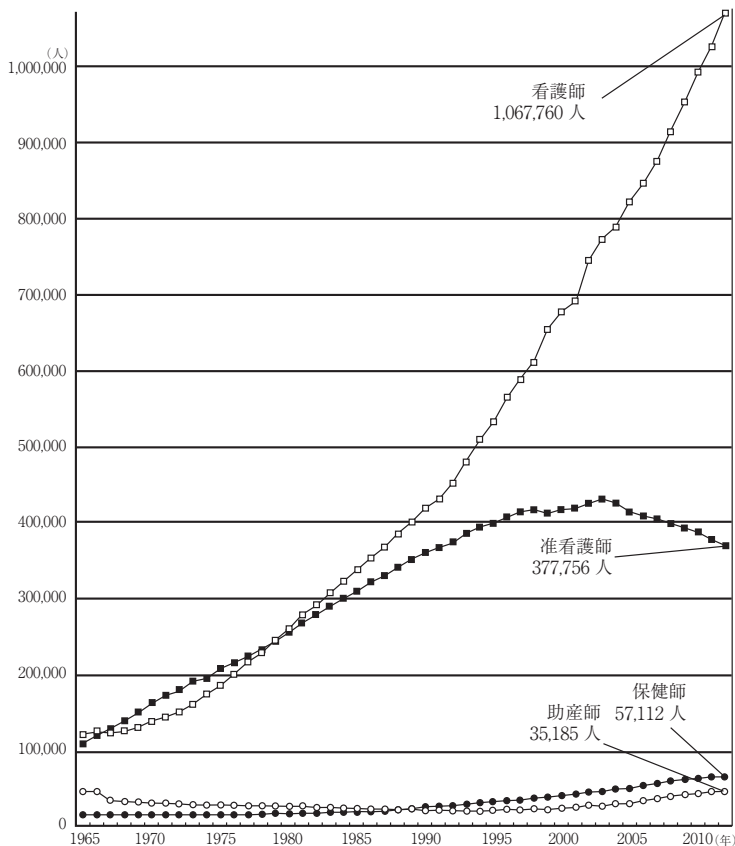


図1 看護職員就業者数の推移（1965～2012年）

指定規則）は、文部科学省と厚生労働省の合同省令であり、教育内容や教育環境、教員数等について、各養成機関が守るべき最低基準を示したものである。この指定規則を満たさなければ看護師国家試験受験資格を付与する課程として認められない。指定規則については、必要に応じて適宜、教育内容の見直し等を含めた改正を実施してきた。改正の際には、文部科学省、厚生労働省が連携し、教育の見直しの方向性に係る検討を行っている（図5）。指定規則改正時の両省の役割等については、保健師教育の項で具体的に述べたところである。

指定規則に加え、看護系大学、学部等を設置する場合には、大学を設置するのに必要な大学設置基準（文部科学省令）を満たす必要がある。大学設置基準は、最低基準であり、大学はこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないよう

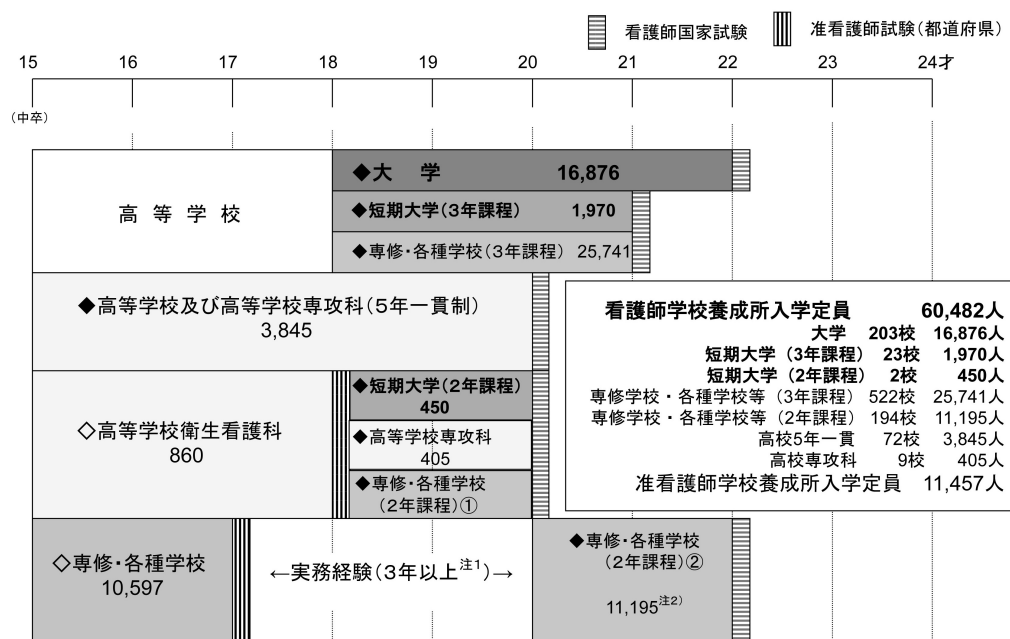
にすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

一方、養成所については、指定規則のもとに厚生労働省健康政策局長通知の位置づけで発令する指導要領で定める内容に沿って教育内容や教育施設等の整備が求められている。

なお、看護師養成所の指定及び監督の権限は、平成27年4月を目途に、都道府県に委譲される予定である。

4. 卒後教育と卒業後の主なキャリアパス

近年、医療の高度化や在院日数の短縮化、医療安全に対する国民の意識の高まりを背景に、臨床現場で必要とされる臨床実践能力と看護基礎教育で修得する看護実践能力との間には乖離が生じ、その乖離が新人看護職員の離職の一因であると指



◆看護師国家試験受験資格を得るための指定学校養成所 ◇看護師試験（都道府県）受験資格を得るための指定学校養成所

※それぞれの養成ルート内の数字は、平成24年度の入学定員数を表す。

注1) 2年課程の通信教育は実務経験10年以上

注2) 専修・各種学校（2年課程）の入学定員11,195人は、①及び②の合計である。

図2 看護養成制度（平成24年5月現在）

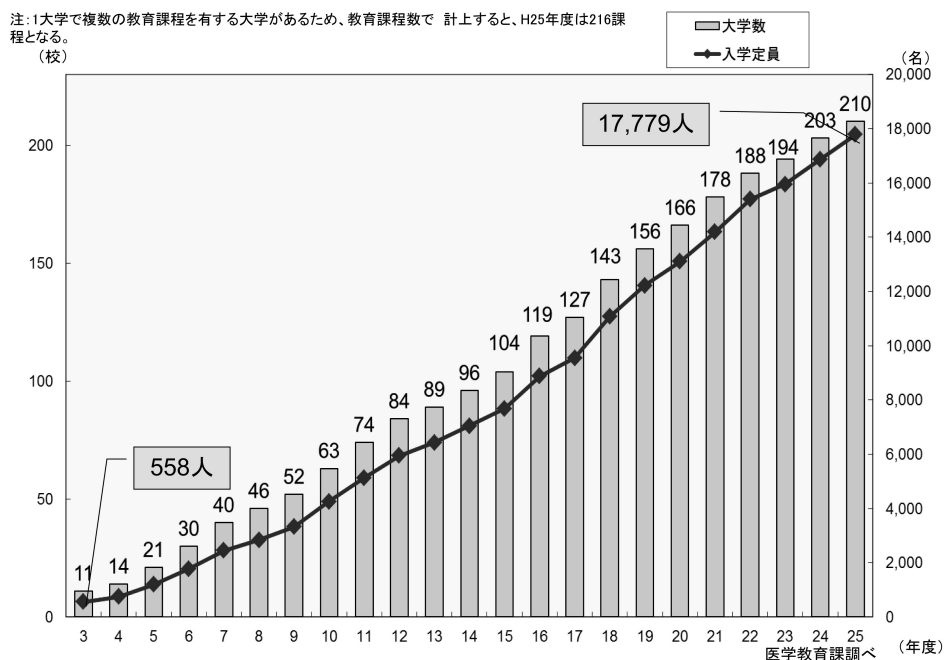
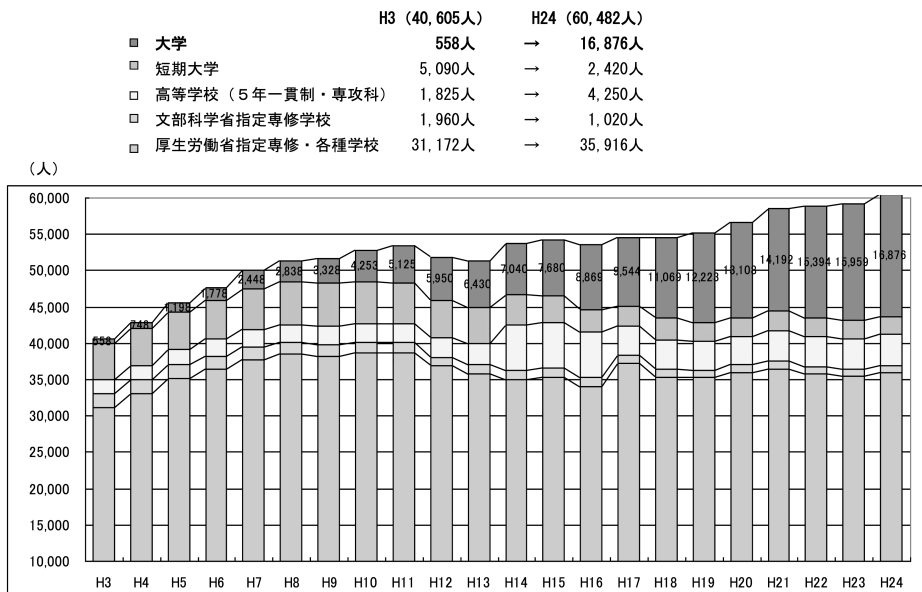


図3 看護系大学数及び入学定員の推移

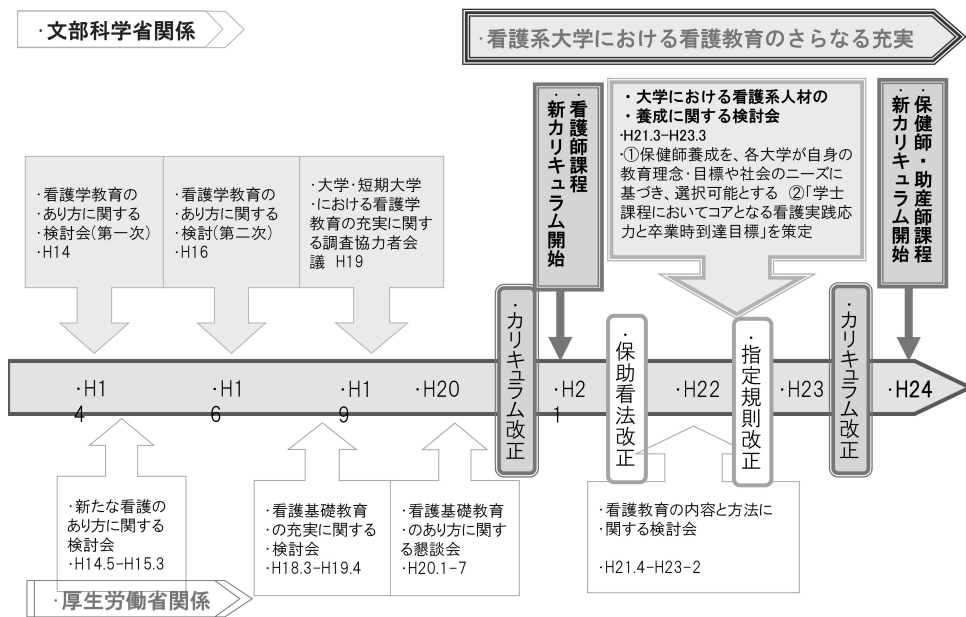
摘されていた。平成21年7月、保助看法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律が改正さ

れ、平成22年4月1日から新たに業務に従事する看護職員の臨床研修等が努力義務となった。厚



医学教育課調べ (年度)

図4 看護師学校・養成所の入学定員の推移(平成24年5月現在)



医学教育課調べ

図5 近年の看護師等養成制度改正の動き

厚生労働省は、臨床実践能力を高めるための新人看護職員研修の実施内容や方法、普及方策について検討するため「新人看護職員研修に関する検討

会」を設置し、議論を重ねて新人看護職員研修ガイドラインを作成した⁵⁾。

看護師の卒業後キャリアパスは、先に述べた就

業状況とも関連するが、医療、福祉の実践の場での活躍のほか、教育現場へも多くが就業している。この他、保健師学校・助産師学校へ進学する者も多い。また、看護職は施設ケアのみならず、訪問看護ステーションや保健所・保健センター・助産所など地域ケアにも携わることができる。加えて、看護の専門性をより高めることを目的として、大学院へ進学し、修了後は看護系大学等で教育・研究に携わる者も増えてきた。

看護職の認定資格としては、日本看護協会が認定する、専門看護師、認定看護師、が主なものとして挙げられる。専門看護師は、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族、集団に対して、水準の高い看護ケアを効率よく提供するための特定の専門看護分野の知識・技術を深めた看護師であり、日本看護系大学協議会が課程認定した大学院教育課程を修了した後、日本看護協会が実施する認定試験に合格することが求められる。認定看護師は、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる看護師であり、日本看護協会の認定審査に合格した者をいう。2013年9月現在、専門看護師は、がん看護、精神看護、小児看護等の11分野で、1,044名が登録し、認定看護師は、22分野で12,522名が登録している⁶⁾。

5. 看護教育における今日的課題

前述したとおり、看護教育は、養成所における3年課程から、大学教育へと急速に移行している。過去20年で大学数が15倍に膨張、年間約10校の看護系大学が新設される現状であるが、これに対して教員の供給が不足している状況である。教員の質はすなわち教育の質と直結するため、教育の質保証の観点から、大学における看護

学教育が達成できる教員組織、教育課程の構築、さらには、自立して研究し、研究成果を看護学の発展に活かせる人材を、大学院にて積極的に養成していく必要がある。

また、急速に進展する少子高齢化に対し、在宅医療に貢献できる看護人材およびそれら人材が適正に配置されるべく地域偏在への対応策も必要である。教育の側面からは、あらゆる場で、あらゆる健康レベルにある人々に対し、適切なケアを提供できる人材養成が求められる。そのためにも、幅広い視野と医療、福祉の場で生じる様々な現象を看護の視点から分析し、多職種と協働して問題解決に向けて取り組み、在宅医療、地域医療にも対応できる人材養成が重要であり、喫緊に取り組むべき課題である。

■文 献

- 1) 日本看護協会出版会編、平成25年看護関係統計資料集、日本看護協会出版会、東京、2014、p. iv.
- 2) 厚生統計要覧（平成24年）：第2編保健衛生第2章 第2-51表：就業保健師・助産師・看護師・准看護師数 年次×就業場所別；医療、厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/index-kousei.html> (2013年9月29日アクセス)
- 3) 前掲書1) p.8-11.
- 4) 前掲書1) p.12-3.
- 5) 新人看護職員研修ガイドライン、平成23年2月：<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/12/dl/s1225-24a.pdf> (2013年9月30日アクセス)
- 6) 資格認定制度：専門看護師、認定看護師、認定看護管理者：日本看護協会ホームページ <http://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/cns> (2013年9月29日アクセス)